

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 田 島 清 志

路線名	県道皆野荒川線
供用開始の区間	秩父郡小鹿野町長留字中原四三八番 一地从先から同郡同町長留字中原五一 ○番一地从先まで（ただし、関係図面 に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	令和八年十月二日
備考	平成二十九年三月三 十一日付け埼玉県秩 父県土整備事務所長 告示第十一号で告示 した道路予定区域の 一部供用開始であ る。 延長二八〇・〇〇メ ートル